

[事案 21-21] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 7 月 27 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約締結に際し、営業担当者の契約転換制度等についての虚偽説明があったとして、契約を取り消して既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 12 月頃、妻と娘 2 人の貯蓄性の高い終身保険への加入を申し出たところ、次女は終身保険への加入可能年齢に達していなかったため、営業職員からこども保険（申立契約）への加入を勧められたが、二度ほど断ったところ、営業職員から「こども保険に加入し、終身保険に加入できる年齢になったら終身保険に切り替える」ことを勧められ、こども保険に加入した。

ところが 2 年後、こども保険から長女と同じ終身保険への切り替えを申し出たところ、「出来ない」と言われ、こども保険加入時の営業職員の説明が、下記のとおり虚偽であることが判明した。申立契約を取り消し、払い込んだ保険料を全額返還してほしい。

- (1) 営業職員に対し、貯蓄性の高い保険（終身保険）に加入したいとの意向を伝えたところ、職員からは、将来、終身保険への変更が可能で、変更の際には申立契約の払込保険料全額を終身保険に充当できるかのような説明があったので申立契約に加入した。
- (2) 申立契約を終身保険に変更するためには、契約転換または申立契約を解約し終身保険に加入するしかないところ、いずれの方法をとっても、申立契約の払込保険料金額を終身保険に充当することはできず、職員からは契約転換制度や、解約払戻金が払込保険料を下回ることの説明を受けていない。また、約款も受け取っていない。

< 保険会社の主張 >

担当職員は、下記のとおり、契約転換制度および解約返戻金について適切に説明しており、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当職員は、契約転換制度が被転換契約の責任準備金等の転換価格を転換後契約の一部に充当するものである旨、申立契約の累計保険料や解約払戻金の推移について説明した。
- (2) また、申立人に交付した「ご契約のしおり・約款」にも、契約転換制度や解約返戻金が払込保険料を下回ることがある旨の説明がある。
- (3) なお、申立人は、以前、申立外契約について契約転換をしており、申立人が契約転換制度や解約返戻金が払込保険料を下回ることがあることを知らなかったとは考えられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづいて、下記のとおり審理した結果、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項を適用し、裁定書により裁定審査会の判断を明らかにしたうえで、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

- (1) 申立人は、営業職員より申立契約から終身保険に切り替える際、申立契約の既払込保険料全額が切替後の終身保険の保険料に充当されると理解したと主張するものの、営業職員に明確に確認していないとのことであり、また、営業職員も申立人が述べるような説明はしていないと陳述している。また、申立人は、以前に契約転換の経験があり（ただし、転換契約という用語は知らなかったと述べている）その時には、転換価格が払込保険料を下回っていたことを認識していた。こうした事情からすると、申立人の供述のみをもって、

営業職員が虚偽の説明をしたと認めることは困難と言わざるを得ない。

- (2) とすると、仮に、営業職員の説明が重要事項に関するものであったとしても、営業職員が契約転換に際し、重要事項について事実と異なることを告げたとは認められず、営業職員に詐欺があったと認めることもできない。また、申立人の主張する錯誤は、いわゆる「動機の錯誤」に属するもので、動機が相手方に表示されていたとは認められず、申立人の錯誤を民法95条の錯誤と認めることはできない。
- (3) しかし、申立契約から、長女と同じ単体の終身保険への転換はできなかった。これは、保険会社の責に帰すべき事情ではないものの、ただ、申立契約当時、申立人が長女と同じ終身保険への転換（切り替え）を期待したことは事実で、将来、転換できない場合もあり得るとの明確な説明はなかった。
- (4) そこで、こうした事情を考慮し、審査会が相手方会社に和解の検討を求めたところ、和解案の提示があり、審査会も本件の事情に鑑みると、同和解案により本件を解決するのが相当と考えた。